

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則	教育総務室	1頁
	教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を 改正する規則	教育総務室	2頁
	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	教育改革室	2頁
	三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則	教育改革室	3頁
	三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則	人材政策室	3頁
	知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則	人材政策室	4頁
	三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	人材政策室	4頁
	三重県銃砲刀剣類登録審査委員任用規則の一部を改正する規則	社会教育・文化財保護室	5頁
	三重県立熊野少年自然の家条例施行規則を廃止する規則	社会教育・文化財保護室	5頁
訓 令	三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令	教育総務室	5頁
	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	人材政策室	6頁
人事異動 お知らせ	三重県立美術館協議会委員の委嘱について	社会教育・文化財保護室	9頁
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	10頁
	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	人材政策室	11頁
	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	11頁
	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	人材政策室	12頁
	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	予算経理室	12頁
	公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続を行う 場合の特例に関する規則	福利・給与室	13頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する 規則	福利・給与室	14頁
	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人材政策室	17頁

規 則

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 牛 嶋 まり子

三重県教育委員会規則第三号

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会公印規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表地域機関及び教育機関の長印の項中「尾鷲高等学校長島分校（二）」を「杉の子特別支援学校石業師分校（一）」に改め、出納員印の項中

方二	(地域機関・教育機関) 出納員印	てん書 木	出納事務用	関係する地域機関及び教育機関
----	------------------	-------	-------	----------------

」を

方二	(地域機関) ・教育機関 出納員印	てん書	木	出納事務用	関係する地域機関及び教育機関（県立学校の分校を除く）
方二	(地域機関) ・教育機関 出納員印 () ()	てん書	木	出納事務用	城山特別支援学校草の葉分校（二） 杉の子特別支援学校石薬師分校（二） 特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校（二）

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会規則第四号

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則（平成八年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ただし書中「個人に関する」を削り、同号口中「イに掲げるもののほか、」を削り、同号に次のように加える。

ハ 相手方の情報のうち、開示することにより、相手方との協力又は信頼関係が著しく損なわれ、事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生じ、又は重要事業の推進に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

第五条を第六条とする。

第四条中「前条第二号」を「第三条第二号」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（一覧帳票による開示）

第四条 教育委員会は、第二条に定める公文書のうち、総務事務システム（コンピュータにより職員の人事、服務、給与、旅費、福利厚生等に関する事務の処理を行うためのシステムをいう。次項において同じ。）により一覧形式での帳票が出力できるものについては、開示請求者の同意を得た上で、その求めに応じ、当該公文書の記載項目の範囲内で必要な項目を出力した帳票により、開示することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により出力する帳票に、前条第一号ただし書により開示しないことができるとされた情報が含まれるときは、総務事務システムにより非開示処理を行った帳票を出力し、開示することができる。

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 改正後の第四条の規定は、施行の日以後に行われる旅行に関する公文書の開示から適用し、同日前に行われた旅行に関して請求された公文書の開示については、なお従前の例による。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会規則第五号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表一中

三重県立尾鷲高等学校 長島分校	全日制	普通科、情報シネマス科、システム工学科	
	定時制	普通科	
	全日制	普通科	
三重県立尾鷲高等学校	全日制	普通科、情報シネマス科、システム工学科	
	定時制	普通科	

を

に改める。

別表三中

三重県立白山高等学校	津市立白山中学校 津市立美杉中学校	
三重県立尾鷲高等学校長島分校	紀北町立紀北中学校 紀北町立赤羽中学校	
三重県立白山高等学校	津市立白山中学校 津市立美杉中学校	

を

に改める。

別表四中

三重県立南伊勢高等学校 三重県立尾鷲高等学校		
三重県立南伊勢高等学校		

を

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会規則第六号

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十三年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項高等学校の欄中三重県立尾鷲高等学校長島分校を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会規則第七号

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則

三重県教育委員会教育長事務専決規程（昭和三十一年三重県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表事務局の項中「全国高校総合文化祭推進特命監」を削り、同表斎宮歴史博物館の項中「専門監」を「専門監副参事」に改め、同表熊野少年自然の家の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会規則第八号

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則（平成二十年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則

第一条中「委任する」を「委任し又は補助執行させる」に改める。

第三条第一項中「前条」を「前二条」に改め、「受けた」を「受け、又は補助執行する」に改め、同条第二項中「前条」を「前二条」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（補助執行）

第三条 教育委員会の権限に属する次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条及び第二条に規定する職員に係るものを除く。）を総務部で総務事務を担当する室の室長に補助執行させる。

- 一 臨時職員及び非常勤職員の賃金、報酬及び給料の支給に関すること。
- 二 旅費の支給に関すること（職員等の旅費に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十六号）第三条第四項に基づく旅費、委員に係る旅費及び教育委員会において特に支給を要する旅費で別に定めるものを除く。）
- 2 教育委員会の権限に属する次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員に係るものを除く。）を総務部で総務事務を担当する室の副室長に補助執行させる。
 - 一 教育長の通勤手当に係る決定及び確認を行うこと。
 - 二 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る認定、決定及び確認を行うこと。
 - 三 教育長及び職員の給与報告に関すること。
 - 四 年末調整及び源泉徴収票の交付に関すること。
 - 五 臨時職員及び非常勤職員の賃金（通勤手当相当額に限る。）及び報酬（通勤手当相当額に限る。）の決定に関すること。
 - 六 臨時職員及び非常勤職員の所得税、住民税、労働保険及び社会保険の手続事務に関すること。
 - 七 教育長及び職員の財産形成貯蓄に関すること。
 - 八 教育長及び職員の履歴事項変更届に関すること。
 - 九 教育長及び職員（県立学校については、事務職員及び技術職員に限る。）の職員証及び職員記章の交付に関すること。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会規則第九号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
第八条中「及び同和教育」を削る。

第十九条第一項の表中全国高校総合文化祭推進特命監の項及び人権教育主事の項を削り、
同表中

「	人権・同和教育専門員	本庁に限る。	上司の命を受けて、人権教育及び同和教育の専門的事務を処理する。	」	を
「	人権教育専門員	本庁に限る。	上司の命を受けて、人権教育の専門的事務を処理する。	」	に

改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

三重県銃砲刀剣類登録審査委員会任用規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会規則第十号

三重県銃砲刀剣類登録審査委員会任用規則の一部を改正する規則

三重県銃砲刀剣類登録審査委員会任用規則（平成十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三帖条中「五人以内」を「七人以内」に変更する。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

三重県立熊野少年自然の家条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会規則第十一号

三重県立熊野少年自然の家条例施行規則を廃止する規則

三重県立熊野少年自然の家条例施行規則（昭和五十二年三重県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓 令

教務訓第2号

局内一般
教育関係機関

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成22年3月31日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会処務規程（平成14年3月27日教務訓第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号口中「、三重県立熊野少年自然の家条例（昭和51年三重県条例第60号）第1条に規定する三重県立熊野少年自然の家」を削る。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

教委訓第3号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「、三重県立熊野少年自然の家条例（昭和51年三重県条例第60号）第1条に規定する三重県立熊野少年自然の家」を削り、同条第13号中「、三重県立熊野少年自然の家条例施行規則（昭和52年三重県教育委員会規則第2号）第4条第1項第1号に規定する所長」を削る。

別表第1（1）の表第8号の項中、第13号を第15号とし、第7号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

7 勤務時間条例第8条の2の規定による時間外勤務代休時間の指定								
ア 本庁に係るもの								
イ 地域機関に係るもの								各地域機関
8 勤務時間条例第8条の2第2項の規定による時間外勤務代休時間における勤務命令								
ア 本庁に係るもの								
イ 地域機関に係るもの								各地域機関

同表第9号の項から第11号までの項を削り、第12号の項から第27号の項までを3項ずつ繰り上げる。

別表第1（3）の表第3号の項中、

「 教育財産の目的外使用の許可 」 を 「 教育財産の目的外使用の許可及び貸付 」 に改める。

別表第2（2）の表第12号の項中、

「

11 履歴事項の変更等に係る届の受理								
12 履歴事項等の証明								
13 職員証の交付、再交付及び記載事項の訂正並びに職員記章の交付及び再交付								

を

14 職員証及び職員記章の返納届の受理																					
15 病気休暇届及び介護休暇届の受理																					

」

「

11 履歴事項等の証明																					
12 病気休暇届及び介護休暇届の受理																					

に改め、

」

同表第27号の項の次に次の一項を加える。

28 児童手当及び子ども手当に関する事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に係るもの。）	1 児童手当及び子ども手当の認定																				
	2 児童手当及び子ども手当の支給																				
	3 手当額の改定																				
	4 現況届の受理及び審査																				

別表第2（4）の表中、

「

6 三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和60年三重県条例第5号）の施行に関する事務	1 条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知																				
	2 条例第6条第1項の規定による指定管理候補者の選定																				
	3 条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定																				
	4 条例第7条の規定による告示																				
	5 条例第8条の規定による協定の締結																				
	6 条例第9条の規定による事業報告書の受理																				
	7 条例第10条の規定による業務状況の聴取等																				
	8 条例第11条第1項の規定による教育委員会による施設管理																				
	9 条例第11条第2項の規定による使用料の徴収																				
	10 条例第12条ただし書の規定による休業日の変更の承認																				
	11 条例第17条第2項の規定による利用料金の承認																				
	12 条例第21条ただし書の規定による原状回復義務の免除																				

		10 条例第12条ただし書の規定による休業日の変更の承認																			
		11 条例第17条第2項の規定による利用料金の承認																			
		12 条例第21条ただし書の規定による原状回復義務の免除																			
8	三重県立熊野少年自然の家条例（昭和51年三重県条例第60号）の施行に関する事務	1 条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知																			
		2 条例第6条第1項の規定による指定管理候補者の選定																			
		3 条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定																			
		4 条例第8条の規定による告示																			
		5 条例第9条の規定による協定の締結																			
		6 条例第10条の規定による事業報告書の受理																			
		7 条例第11条の規定による業務状況の聴取等																			
		8 条例第12条第1項の規定による教育委員会による施設管理																			
		9 条例第12条第2項の規定による使用料の徴収																			
		10 条例第13条ただし書の規定による休業日の変更の承認																			
		11 条例第18条第2項の規定による利用料金の承認																			
		12 条例第22条ただし書の規定による原状回復義務の免除																			

に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

人 事 異 動

博物館法（昭和26年法律第285号）第21条及び三重県立美術館条例（昭和57年三重県条例第1号）第17条第2項の規定により、次のとおり三重県立美術館協議会委員を委嘱します。

平成22年3月31日

三重県教育委員会

1 氏名 秋 山 洋 子
 朝 熊 一 紀
 安 藤 ふみ子
 石 原 義 剛
 伊 藤 英 子

坂 口 典 子
佐 藤 源 一
土 嶋 敏 男
蓮 尾 直 美
畑 中 英 樹
速 水 亨
前 田 茂 一

2 任期 平成22年4月1日から平成24年3月31日

お 知 ら せ

平成22年3月31日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例、規則が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第二十一号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

職員給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

(略)

附 則

- この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 職員の子供休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

(略)

第十九条の表第十八条第三項の項の次に次のように加える。

第十八条第四項	第二項の	職員の子供休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第十九条の
第十八条第五項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の子供休業等に関する条例第十九条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から百分の百(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を減じた割合を乗じて得た額とする

(略)

第二十五条の表第十八条第三項の項の次に次のように加える。

第十八条第四項	第二項の	職員の子供休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第二十五条の
第十八条第五項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の子供休業等に関する条例第二十五条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から百分の百(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を減じた割合を乗じて得た額とする

(教育委員会関係抜粋)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第二十二号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第八条の二 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)第十四条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第四条第二項若しくは第三項、第五条又は第六条の規定により勤務時間が割り振られた日(第十一条第一項において「勤務日等」という。)のうち第十一条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命じられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第九条第二項中「前条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第十一条第一項中「第四条第二項若しくは第三項、第五条又は第六条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)」を「勤務日等」に、「(休日)」を「(第八条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第二十六号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「この項」を「この条」に改め、同条に次の三項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く)の時間と割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く)との合計が一個月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第二項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第八条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から第一項に規定する規則で定める割合(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割合、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十から第三項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第二十七条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 勤務時間条例第八条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合には、その時間

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第二十七号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。
第八条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第八条の二 県委員会は、給与条例第十八条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第四条第二項、第五条又は第六条の規定により勤務時間が割り振られた日（第十一条第一項において「勤務日等」という。）のうち第十一条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命じられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第九条第二項中「前条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第十一条第一項中「第四条第二項、第五条又は第六条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「（休日）」を「（第八条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第二十八号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二項中「生徒が次条に規定する」を「第七条の二ただし書の規定により次条の授業料を納付しなければならない者が当該」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（授業料の不徴収等）

第七条の二 高等学校の授業料は、徴収しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者のうち、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）第三条第二項の規定による額の算定の対象とならないものについては、授業料を徴収するものとする。

一 専攻科に在籍する者

二 全日制の課程のうち単位制による課程、定時制の課程又は通信制の課程において、特定の科目を一年間に十単位以下履修する者で、高等学校に在籍していないもの（以下「聴講生」という。）

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

区 分	授 業 料	入 学 選 抜 手 数 料	入 学 料
全日制の課程 単位制によらない課程	—	一、二〇〇円	五、六五〇円
単位制による課程			
1 聴講生	一単位 四、〇九〇円	—	—
2 1以外の者	—	一、二〇〇円	五、六五〇円
定時制の課程			
1 聴講生	一単位 一、七〇〇円	—	—
2 1以外の者	—	九五〇円	一、一〇〇円
通信制の課程（聴講生に限る。）	一単位 三三〇円	—	—
専攻科	年額 一八、八〇〇円	一、二〇〇円	五、六五〇円

附 則

この条例は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 総務事務システム コンピュータにより公立学校職員の人事、服務、給与、旅費、福利厚生等に関する事務の処理を行うためのシステムをいう。

二 給与関係手続 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第二号）、^{三重県教育委員会規則}第三号、

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第三号）、公立学校職員の^{三重県教育委員会規則}第四号、

給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第四号）、公立学校職員の通勤手当^{三重県教育委員会規則}第一号、

に関する規則（昭和三十五年^{三重県人事委員会規則}第一号）、公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和^{三重県教育委員会規則}四十九年^{三重県人事委員会規則}第十四号）及び公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年^{三重県}人事委員会規則^{三重県教育委員会規則}第一号）の規定に基づき、様式等により行なうこととされている届出その他の手続をいう。

（給与関係手続の特例）

第三条 総務事務システムを使用して行われた給与関係手続については、当該給与関係手続に係る規則の規定により行われたものとみなす。

（添付書類の提出の特例）

第四条 給与関係手続において添付することとされている書類については、総務事務システムを使用して提出す

ることができない場合は、当該給与関係手続の後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類の送付の特例)

第五条 扶養親族のある職員が認定権者を異にして異動した場合又は勤務学校を異にして異動した場合において、当該職員の扶養親族手当認定簿及び扶養親族届に記載すべきこととされている事項が総務事務システムにより管理されている場合であつて、異動後も引き続き総務事務システムにより管理されるときは、異動前の認定権者は、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則第七条の規定にかかわらず、当該職員の扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類を異動後の認定権者に送付することを要しない。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関し必要な事項は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第四号)の一部を次の

よつに改正する。

第十二条第二項中「第三項」の下に「及び第四項」を、「週休日の振替等」の下に「(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第四号、以下「勤務時間規則」といふ)第三条第二項に規定する週休日の振替等をいう)」を加え、同条中第八項を削り、第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 職員が勤務時間条例第八条の二第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間条例第八条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

第十二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第十一条第一項」を「第八条の二第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「年末年始の休日等」の下に「又は勤務時間条例第八条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加え、同項を同条第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十八条第四項の規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

一 正規の勤務時間(勤務時間条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。)を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(県委員会が定める職員を除く) 次に掲げる日

イ 当該月における日曜日

ロ 当該月における週休日の振替(勤務時間規則第三条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。以下同じ。)により週休日(勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。)に変更された日

二 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第五条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(当該月における週休日(同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」といふ)の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他県委員会が定める職員を除く) 次に掲げる日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

- (1) 当該月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日
- (2) 当該月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

ロ 当該月における週休日の振替（勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

- (1) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日
- (2) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

三 前二号に掲げる職員以外の職員 前二号に掲げる職員との権衡を考慮して県委員会が定める日

第十三条第一項第一号中「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}）^第四号。以下「勤務時間規則」という。）」を「勤務時間規則」に改め、同条第七項中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改める。

第十三条の二第一項及び第三項並びに第十三条の四第三項中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改める。

第十七条中「第二十七条第一項第六号」を「第二十七条第一項第七号」に改める。

別表第三中「熊野市立日進小学校」を「熊野市立飛鳥小学校」に改める。

第二号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年^{三重県人事委員会規則}第四号）の一部を改正する規則をここに公布します。

第三条第二項中「第八条第一項において」を「以下」に改める。

第七条の十の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第七条の十一 条例第八条の二第一項の規則で定める期間は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第十八条第四項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 教育委員会は、条例第八条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第十一条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十八条第四項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 給与条例第十八条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）及び条例第四条第二項又は第五条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間（次号に掲げる時間並びに給与条例第十八条第三項及び第四項の規則で定める時間を除く。） 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第十九条若しくは第二十五条の規定により読み替えられた給与条例第十八条第一項ただし書又は同条第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与条例第十八条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、一時間又は七時間四十五分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。

4 教育委員会は、条例第八条の二第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、教育委員会が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 教育委員会は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 教育委員会は、条例第八条の二第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第八条第一項中「（同項の代休日をいう。以下同じ。）」を削り、「（休日）」を「（条例第八条の二第一項の規定

により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日」に改める。

第十二条第二十号中「七月」を「六月」に改める。

第二十三条中「第五条第一項」を「第七条の十一」に、「休息時間」を「休憩時間、時間外勤務代休時間の指定」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社